

住居表示実施に伴う

会社・法人などの変更登記の手引

目次

まえがき	1
どんな場合に変更手続きが必要か	1
登記すべき期間	1
変更登記をしなかったら	1
本店（主たる事務所）所在地の表示が変更になった場合	2
支店（従たる事務所）所在地の表示が変更になった場合	3
代表者等の住所の表示が変更になった場合	4
会社等が所有する不動産の名義人住所の変更	5
【記載例1】株式会社の本店変更	6
【記載例2】本店所在地と代表取締役等の住所の一括変更	7
【記載例3】委任状の作成例	8

まえがき

住居表示実施により、会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地や代表者等の住所が変更されます。該当する会社等は、管轄の法務局に対して変更登記の手続きが必要になります。お手数をおかけいたしますが、この手引を参照の上、すみやかに変更登記の手続きをお願いいたします。

なお、登録免許税については、お配りした「住居番号設定通知書」または実施日以降に無料交付が受けられる「住居表示実施証明書」を変更登記申請の際に添付すれば、非課税となります。

どんな場合に変更手続きが必要か

1. 会社等の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）の所在地が住居表示実施区域内にある場合
2. 株式会社の代表取締役
特例有限会社の取締役、監査役
合名会社、合資会社の社員
合同会社の代表社員
一般社団・財団法人、公益社団・財団法人の代表理事
法人・組合等の代表者
3. 住居表示実施区域内にある会社等が、不動産の所有権等を有している場合

の住所が、住居表示
実施区域内の場合

登記すべき期間

本店（主たる事務所）を管轄する法務局（稲城市に本店（主たる事務所）がある場合は、東京法務局府中支局）へ、住居表示（令和8年10月3日）から **2週間以内** に手続きしてください。

※住居表示前は手続きできませんので、必ず住居表示後に手続きしてください。

変更登記をしなかったら

本店の場合、変更登記をしないでおくと、登記簿上の本店の表示が旧所在地のままとなり、新しい表示での代表者の資格証明や印鑑証明を受けることができません。

本店（主たる事務所）所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

変更登記申請書に必要事項を記入し、会社等の「住居番号設定通知書」または「住居表示実施証明書」を添付して、東京法務局府中支局へ申請します。

(2) 参考例

「坂浜 1 2 3 番地の 4」に本店登記をしている「株式会社□□」の所在地の表示が、「坂浜一丁目 2 番 3 号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（1 通）
住居番号設定通知書または住居表示実施証明書（1 通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 2 週間以内
- ④ 申請先 東京法務局 府中支局（郵送可）

※変更登記申請書の記載例は、6 ページをご覧ください。

支店（従たる事務所）所在地の表示が変更になった場合

(1) 手続き

変更登記申請書に必要事項を記入し、会社等の「住居番号設定通知書」または「住居表示実施証明書」を添付して、本店（又は主たる事務所）所在地を管轄する法務局へ申請します。

(2) 参考例

東京都町田市に本店登記をしている「株式会社△△」の稲城支店の所在地の表示が、「坂浜１２３番地の４」から「坂浜一丁目２番３号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（１通）
住居番号設定通知書または住居表示実施証明書（１通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 ２週間以内
- ④ 申請先 東京法務局 町田出張所（郵送可）

代表者等の住所の表示が変更になった場合

(1) 手続き

「変更登記申請書」に必要事項を記載し、代表者等（例：株式会社の場合は代表取締役、特例有限会社の場合は取締役・監査役）の住居番号設定通知書を添付して、本店（又は主たる事務所）所在地を管轄する法務局に申請（郵送可）してください。

(2) 参考例

稲城市内に本店登記をしている「株式会社〇〇」の代表取締役「法務太郎」さんの住所の表示が、「坂浜１２３番地の４」から「坂浜一丁目２番３号」に変更になった場合の手続きは次のとおりです。

- ① 必要書類 変更登記申請書（１通）
住居番号設定通知書または住居表示実施証明書（１通）
- ② 申請人 代表取締役
- ③ 登記期間 ２週間以内
- ④ 申請先 本店を管轄する法務局（郵送可）※参考例では東京法務局府中支局

会社の本店と代表者等の住所がいずれも住居表示実施区域内にある場合、本店変更登記と代表者等の住所変更登記は、同時に（１枚の申請書で）手続きをすることができます。

この場合、申請書に添付する住居番号設定通知書または住居表示実施証明書は、会社分と代表者個人分をそれぞれ１通ずつ（計２通）添付してください。

⇒記載例２（７ページ）参照

会社等が所有する不動産の名義人住所の変更

※この手続きは、必ず、会社等の所在地の変更登記を済ませた後に行ってください。

(1) 手続き

「登記申請書」に必要事項を記載し、本店（又は主たる事務所）の変更登記を済ませたことを証する「履歴事項全部証明書」を添付して、不動産所在地を管轄する法務局に申請してください。

(2) 参考例

「坂浜 1 2 3 番地の 4」に本店のある「株式会社□□」の所在地の表示が「坂浜一丁目 2 番 3 号」に変更となり、この会社が稲城市内に土地・建物を所有している場合の手続きは次のとおりです。

① 必要書類 登記申請書（1 通）

履歴事項全部証明書（1 通）

※本店での変更登記が完了したことを証するもの

② 申請人 代表取締役

③ 登記期間 実施後二年以内

④ 申請先 不動産を管轄する法務局（郵送可）※参考例では東京法務局府中支局

◆「登記申請書」の作成方法等は、「住所変更手続きのしおり」に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

◆「履歴事項全部証明書」は、本店での変更登記が完了したことを証明するために必要です。ただし、変更登記申請書に会社法人等番号（12桁）を記載した場合は、添付を省略できます。

【記載例 1】 株式会社の本店変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。



法務局への届出印

わかる場合記載

会社変更登記申請書

連絡先を記載

電話番号 0000-00-0000

1. 会社法人等番号 0000-00-000000
- フリガナ ○○ショウジ
1. 商号 ○○商事株式会社 (登記簿のとおり)
1. 本店 稲城市坂浜123番地の4 (変更前の本店住所)
- ~~1. 支店~~ (不要なものは削除)
1. 登記の事由 住居表示の実施による ~~代表取締役・取締役・監査役の住所変更~~
本店・~~支店~~の変更
1. 登記すべき事項 ~~令和8年10月3日住居表示の実施による~~
~~代表取締役・取締役・監査役の住所変更~~
~~東京都稲城市坂浜1丁目1番1号~~
- 令和8年10月3日住居表示の実施による
本店・~~支店~~の変更
東京都稲城市坂浜1丁目2番3号 (変更後の本店住所)
1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税
1. 添付書類 住居番号設定通知書
~~委任状~~ (本人申請の場合は削除)

上記のとおり登記の申請をします。

法務局へ提出する日
(令和8年10月3日以降)

令和 8 年 10 月 20 日

申請人 本店 稲城市坂浜1丁目2番3号 (変更後の本店住所)
商号 ○○商事株式会社 (登記簿のとおり)

代表取締役 住所 稲城市東長沼2111番地
~~取締役~~

氏名 稲城 太郎

~~申請代理人~~ 住所
~~氏名~~

資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

(本人申請の場合は削除)

東京 法務局

府中支局

御中

提出先の法務局名

【記載例2】本店所在地と代表取締役等の住所の一括変更

※申請書は、同封の用紙のほか、A4判の白紙にご自身で作成されても構いません。

上部の余白は法務局使用欄なので何も記載しないでください。


 法務局への届出印

わかる場合記載

会社変更登記申請書

連絡先を記載

1. 会社法人等番号 **0000-00-000000**

フリガナ **〇〇ショウジ**

1. 商号 **〇〇商事株式会社**

1. 本店 **稲城市坂浜123番地の4**

~~1. 支店~~

電話番号 **0000-00-0000**

会社の種類の部分(株式会社)を除き、カタカナで記載

登記簿のとおり

変更前の本店住所

1. 登記の事由 住居表示の実施による 代表取締役 ~~取締役・監査役~~ の住所変更
本店 ~~支店~~ の変更

1. 登記すべき事項 令和8年10月3日住居表示の実施による
代表取締役 **稲城 太郎**、~~取締役・監査役~~ の住所変更
東京都 稲城市 坂浜 一丁目 2番 3号

令和8年10月3日住居表示の実施による
本店・~~支店~~ の変更
東京都 稲城市 坂浜 一丁目 2番 3号

1. 登録免許税 登録免許税法第5条第4号により非課税

1. 添付書類 住居番号設定通知書

~~委任状~~

上記のとおり登記の申請をします。

法務局へ提出する日
(令和8年10月3日以降)

令和 **8** 年 **10** 月 **20** 日

申請人 本店 **稲城市坂浜一丁目2番3号**

商号 **〇〇商事株式会社**

代表取締役住所 **稲城市坂浜一丁目2番3号**

~~取締役~~ 氏名 **稲城 太郎**

~~申請代理人~~ 住所 **稲城市坂浜一丁目2番3号**

~~氏名~~

変更後の本店住所

登記簿のとおり

資格と氏名は登記簿のとおり
印鑑は法務局への届出印

本人申請の場合は削除

東京 法務局

府中支局

御中

提出先の法務局名

【記載例 3】 委任状の作成例

委 任 状

東京都稲城市東長沼 2 1 1 1 番地
稲城 はなこ

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

1 令和 8 年 1 0 月 3 日 住居表示の実施に伴う本店の変更登記を
管轄法務局へ代理して申請する一切の件

1 原本還付の請求及び受領の件

変更登記の事由を記載
(代表取締役の住所変更の場合、
「代表取締役の住所」と記載)

原本還付を請求する場合に記載

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

東京都稲城市坂浜一丁目 2 番 3 号
〇〇商事株式会社
代表取締役 稲城 太郎



変更後の本店住所を記載し、
法務局への届出印を押印

inagicity
稲城市

稲城市役所 都市建設部 まちづくり再生課
〒206-8601 稲城市東長沼2 1 1 1 番地
(稲城市役所本館3階)